

福岡広域都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

都市計画広陵台地区地区計画を次のように変更する。

名 称	広陵台地区地区計画	
位 置	宗像市広陵台一丁目及び広陵台二丁目の各一部	
面 積	約 4. 8 ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、J R 鹿児島本線赤間駅から南東へ約 3 キロメートル、J R 教育大前駅から南へ約 1. 7 キロメートルに位置し、広陵台団地の利便を増進する地域として計画的に造成された地区である。</p> <p>そこで、計画された建築行為について地区計画を定めることにより、隣接する低層住宅の環境と利便性に配慮した良好な市街地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>隣接する低層住宅地と調和のとれた街づくりを図りながら、地域住民の生活の利便性を増進する地区としての土地利用を促進する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な環境の市街地を形成するため、建築物の用途の制限と建築物の高さの最高限度等を設定する。</p>

地 区 整 備 に 関 連 す る 事 項	地区の	地区の名称	広陵台利便施設地区
	区分	地区の面積	約 2.1 ヘクタール
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿及び兼用住宅</p> <p>2 店舗等の床面積が 1,500 平方メートル以下のもの</p> <p>3 事務所等の床面積が 500 平方メートル以下のもの</p> <p>4 診療所、病院</p> <p>5 保育所で収容人数が 200 人を超えないもの</p> <p>6 倉庫等で火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設でかつ、床面積が 1,500 平方メートル以下のもの</p> <p>7 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの</p>	
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	$\frac{6}{10}$	
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	$\frac{4}{10}$	
	建築物の敷地面積の最低限度	200 平方メートル	
	建築物の高さの最高限度	10 メートル	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路及び隣地までの距離は 1 メートル以上とする。	
	垣又は柵の構造の制限	生け垣又は高さが 1.2 メートル以下の透視可能な材料(高さが 60 センチメートル以下の部分はこの限りではない)で造られたものとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態・意匠は、景観計画(景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 8 条第 1 項に規定する景観計画)に基づいたものとする。	
備考	<p>用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。</p> <p>地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。</p>		

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」